

学会の議事運営のための内規

(1959年 5月 18日 総会決定)

1. 特別議題については、原則として総会の満場一致が得られた場合、これを学会決議とすることができる。ただし特別議題の原案について、総会の満場一致が得られない場合には、内容を修正し、あるいは発表方法を考慮することによって、学会決議の成立をはかるようにする。
2. 普通議題と特別議題との区別の判定は幹事会がこれを行なう。
3. 会員が特別議題の提出を要求する場合には、会員 20 名以上の署名および提案理由をそえて、予定された大会の 2 週間以前にその旨通告しなければならない。